

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

- (3) 議案第57号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第57号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 5 7 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営  
の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制  
定について

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1 (1) に伴い、主として知的障害のある児童又は主として盲児若しくはろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に置くべき児童指導員及び保育士の総数をおおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上とする
- (2) 上記 1 (1) に伴い、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設に、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (3) 上記 1 (2) に伴い、平成 30 年 3 月 31 日までに指定を受けている福祉型障害児入所施設（指定障害者支援施設の指定を受けていることをもって、指定福祉型障害児入所施設の基準を満たすものとみなされるものに限る。）について、なお従前の例によるとされた人員及び設備に関する基準の経過措置の期間を令和 4 年 3 月 31 日までとする

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p>
<p><b>【第1条関係】</b></p>	
<p>第1章 総則 (趣旨)</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第24条の9第3項</u>において準用する法 <u>第21条の5の15第3項第1号</u>の規定並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (指定障害児入所施設の資格)</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第24条の9第2項</u>において準用する法 <u>第21条の5の15第2項第1号</u>の規定並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (指定障害児入所施設の資格)</p>
<p>第3条 法 <u>第24条の9第3項</u>(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法 <u>第21条の5の15第3項第1号</u>に規定する条例で定める者は、法人である者とする。 (指定障害児入所施設等の一般原則)</p>	<p>第3条 法 <u>第24条の9第2項</u>(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法 <u>第21条の5の15第2項第1号</u>に規定する条例で定める者は、法人である者とする。 (指定障害児入所施設等の一般原則)</p>
<p>第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>	<p>第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>
<p>2 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。</p>	<p>2 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。</p>
<p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第</p>	<p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第</p>

改正後	改正前
<p>1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上 (3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所</p>	<p>1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上 (3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数</p>

改正後	改正前
<p>施設 通じておおむね障害児の数を <u>4</u> で除して得た数以上 (30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児 (次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね<u>障害児の数を4で除して得た数</u>以上 (35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該<u>数</u>に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p>	<p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を <u>4.3</u> で除して得た数以上 (30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児 (次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね<u>障害児である乳児又は幼児 (次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数</u>以上 (35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該<u>合計数</u>に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p>
<p><u>3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法 (昭和22年法律第26号)の規定による大学 (短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>3 第1項第2号から第6号まで及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
<p>第2節 設備に関する基準</p>	<p>第2節 設備に関する基準</p>
<p>第6条 指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を、設けないことができる。</p>	<p>第6条 指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を、設けないことができる。</p>
<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>	<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
<p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p>	<p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 前2号の規定にかかわらず、<u>乳児又は幼児(第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)</u>のみが使用する1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にするこ と。</p>	<p>(3) 前2号の規定にかかわらず、<u>乳幼児</u>のみが使用する1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にするこ と。</p>
<p>4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 (入所支援計画の作成等)</p>	<p>4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 (入所支援計画の作成等)</p>
<p>第22条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>第22条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>
<p>6 児童発達支援管理責任者は、入所給付決定保護者及び障害児に対し、前項の意見を踏まえた入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>	<p>6 児童発達支援管理責任者は、入所給付決定保護者及び障害児に対し、前項の意見を踏まえた入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>
<p>7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>	<p>7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>
<p>8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。</p>
<p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更について準用する。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更について準用する。</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第35条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第41条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>第35条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第41条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>
<p>1～10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>1～10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第36条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対し、適切な指定入</p>	<p>第36条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対し、適切な指定入</p>



改正後	改正前
<p>所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第36条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第38条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>第38条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に</p>

改正後	改正前
<p>避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第39条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。</p> <p>(重要事項の掲示)</p> <p>第41条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係</u></p>	<p>避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第39条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。</p> <p>(重要事項の掲示)</p> <p>第41条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第42条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（<u>以下この条において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第42条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（<u>次項において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p>
<p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止</u></p>	<p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第56条第1項から第3項まで」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、<u>第41条第1項</u>中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第58条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第56条第1項から第3項まで」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、<u>第41条</u>中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第58条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>
<p><b>【第2条関係】</b></p> <p>附 則 (平成30年3月20日条例第30号)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成30年3月20日条例第30号)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>
<p><u>附 則 (令和3年〇月〇日条例第〇〇号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第4項及び第43条第2項(新条例第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>3 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項第3号アに規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>4 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第5条第1項第3号イに規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号イの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条の2（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p>	
<p><u>6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>	
<p><u>7 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>	